

イ 現地機関の管理

(7) 車両の運行管理について

調査を行った機関のうち安全運転管理者の選任義務がない機関も含め、自動車使用簿はすべての機関で整備されていますが、車両の管理運行に関する要綱を制定していない機関が半数以上ありました。

また、施錠は常時行われ、鍵の保管についても鍵箱等により適正に管理されています。

(4) 日常点検・法定点検の状況

調査を行った機関の多くが運行前の点検を行っていますが、点検結果を記載した運行前点検簿が作成されていない機関もありました。また、法定点検は、車検整備については適正に行われているものの、車検整備以外の法定点検については、実施していない事例が多く見受けられました。

(7) 使用予約の状況

単独現地機関では、予約簿や予定表で公用自動車の使用予約を行っています。

また、合同庁舎によっては、他機関又は地方事務所内の他課への貸出をする事例もあるため、以下のような方法で公用自動車の予約管理を行っています。

- ・ 合同庁舎内のすべての現地機関で共通して内部事務総合システムを利用し、予約状況の閲覧や予約申し込みを行う。
- ・ 地方事務所の予約簿のみ他現地機関でも閲覧できるように、合同庁舎サーバに掲載する。
- ・ 地方事務所内だけで各課の状況を閲覧できるように、予約簿を所サーバに掲載する。

なお、多くの地方事務所は課単位で予約簿を管理していることから、他課所が借りたい場合は電話等による照会が必要です。一方、国庫補助事業による取得車等であるため、貸出しを行っていない公用自動車も多数あります。

(イ) 燃料等の契約方法

合同庁舎内のほとんどの機関は、地方事務所が取りまとめて事務手続を行い、単価契約により同一の価格で燃料等を購入しています。また、合同庁舎以外の同一市町村内の単独現地機関分も取りまとめている例もあります。その他の現地機関でも半数以上は単価契約を行っています。多くの機関が、年度当初に契約を行い、燃料の価格の変動により複数回の契約変更を行っています。

また、契約方法は、年間購入予定金額により競争入札又は随意契約により適正に行われていました。

(オ) その他

現地機関の対象自動車1,564台のうちETC車載器を搭載しているのは633台で、全体の40.5%です。また、ETCカードは対象自動車を管理している現地機関の73.3%が保有しており、そのうちの8割強の機関が、ETCによる高速国道等の通行料金の支払額に応じて還元金（無料通行分）と交換できるポイントが貯まるETCマイレージサービスに加入しています。

5 総括意見

監査の結果、重点監査事項についての指摘事項、指導事項及び検討事項はなく、おおむね適正に事務が執行されていたと認められました。

しかし、中には稼働率の低い公用自動車もあるため、県の重要な物品であり、購入や維持管理に多額の経費を伴うことを認識し、適正かつ効率的な使用及び適正な管理をされるよう次の事項について検討してください。

(1) 公用自動車の効率的な使用

ア 地方事務所内・合同庁舎内の公用自動車の共通管理

現在、合同庁舎には地方事務所、保健福祉事務所、建設事務所等が入っており、各機関単位で公用自動車の使用・管理がされています。更に、地方事務所においては事務所内の課単位で管理等されているため、同一の合同庁舎であっても、課や機関により公用自動車の稼働率に大きな開きがあります。

公用自動車の共通管理が進まない原因としては、購入費や維持管理費等の公用自動車に係る予算が部局別に管理されており予算管理をする必要があること、国庫補助事業による取得車で他目的の使用が難しい公用自動車や、緊急時や特定目的のため常時待機させておく必要がある公用自動車があるなどやむを得ない面もあります。

このため、まず、共用できる車の選定や経費の負担方法、公用自動車の共用使用のため他機関の公用自動車の空き状況の閲覧や予約申し込みを行うことができるシステムの検討をしてください。

また、合同庁舎別の稼働状況を見ますと、県全体の稼働率が61.5%に対し、長野合同庁舎が48.6%と低くなっています。長野地域には県庁や合同庁舎、長野保健福祉事務所などの庁舎が隣接していることから、別途、検討してください。

(管財課、市町村課、健康福祉政策課、建設政策課)

イ 所長車のあり方

合同庁舎内で管理している公用自動車の中でも、とりわけ所長車は稼働率が低く、古いこともあり、走行1km当たりの必要経費も高くなっています。

合同庁舎の一般の公用自動車の共通管理に合わせ、各所の所長車のあり方についても検討してください。また、更新の際には、従来の黒・紺などの乗用自動車の必要性を吟味し、用途を特定しない車種への変更も検討してください。

(市町村課、健康福祉政策課、建設政策課)

ウ 配置台数の見直し

経過年数が高い車は、稼働率も低く、走行1km当たりの必要経費も大きく伸びています。公用自動車を多数管理し、稼働率が低い機関においては、組織再編や業務内容の変化に伴い必要以上の台数を保有していることも考えられます。古く稼働率が低い公用自動車を廃棄するなどの検討や、公用自動車の稼働率が著しく低い場合には、他の機関からの一時的な借り上げや、レンタカー、タクシーの利用などで代替することも含め、公用自動車の必要性について検討を行う必要があります。

(共通)

(2) 公用自動車の適正な管理

ア 法定点検(6か月、12か月)

車検整備以外の定期点検については、予算の制約等から実施していない事例が多くありました。公用自動車の適切な保守管理や点検整備は、交通事故の防止や環境の保全を図る上からも必要ですので、法定点検の実施について検討する必要があります。また、運転前の点検も、引き続き実施が必要です。

(共通)

イ 計画的な更新

公用自動車の更新基準は予算要求の際に示されていますが、原則として経過年数と走行距離の併用で決められているため、更新基準を満たすことができず古いまま使用している例が多数見られました。特に、学校で主に使用している軽トラックは、稼働率が高いものの、1稼働日数当たり走行距離が少ないことから総走行距離が伸びないため平均経過年数は13年超となっています。安全面や多額の修繕費を要することなどを考え計画的な更新ができるよう検討してください。

(高校教育課、特別支援教育課)

(3) 推奨事例

ア 予約管理

佐久地方事務所以下佐久合同庁舎の各機関では、公用自動車の予約管理に内部事務総合システムを利用しており、他の機関の公用自動車の予約状況が一覧で把握でき、効率的な利用をしています。

(佐久地方事務所など)

イ 交通事故対応マニュアルの周知

当該事務所では、公用自動車の使用方法・公務中の交通事故に係る対応マニュアルを作成し、所のサーバに掲載して職員が常確認できるようにしています。

(飯田建設事務所)

第4 工事監査

1 実施方針

県が行う建設工事及び建設工事に係る業務委託(以下「工事等」という。)を対象として実施しました。

監査の実施に当たっては、工事等の各段階において、技術的な視点も踏まえて当該工事等が法令等に則って適正に行われているかという観点はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して実施しました。

2 対象年度及び重点監査項目

公共及び県単独事業に係る工事等のうち、平成21年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

また、本年度は「道路の維持管理(旧道処理)」(継続)を重点監査項目と位置付けて、実施しました。

3 対象機関及び実施期間

環境部、農政部、林務部、建設部及び企業局の35機関について、平成22年6月23日から11月8日までの間に実施しました。

4 実施状況

対象箇所の中から、下記のとおり建設工事837件、業務委託593件、合計1,430件、457億余円を抽出して実施しました(抽出件数率:10.4%、抽出金額率:29.8%)。

また、重点監査項目は、道路の維持管理を行っている13建設事務所を対象として、平成21年4月現在、ダブルウェイ^{※1}となっている路線の「旧道処理」状況について実施しました。

※1 バイパスなど新設道路の他に旧道などがあり、同一路線名で複数のルートを有する路線。

対象	区分	件数	金額(百万円)	重点監査項目 実施箇所
工 事	対象個所全体	9,243	125.747	旧道処理 108件
	監査実施箇所	837	35,622	
委 託	対象個所全体	4,492	27,869	
	監査実施箇所	593	10,169	
合 計	対象個所全体	13,735	153,616	旧道処理 108件
	監査実施箇所	1,430	45,791	
	抽出率(%)	10.4%	29.8%	

5 監査結果

監査の結果、指摘事項はなく、指導事項の3件(予定価格の設定に係る事務処理が適切でないもの1件、その他契約に関する事務処理が適切でないもの1件、見積書徴取に係る事務処理が適切でないもの1件)については「第2 監査の結果」にまとめて記載しました。また、該当機関に対しては、文書により改善を指導し、処理状況の回答を求めました。

なお、指導事項に係る機関以外においては、工事等に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められました。

6 重点監査項目：「道路の維持管理(旧道処理)」

平成21年度の監査では、県管理道路や橋梁等の整備が進む一方、県内にダブルウェイが多数あり、その解消が遅れていることを報告しました。平成22年度の監査では、新たに旧道が発生しているものの、同一年度内の処理は困難なことから、平成21年4月現在で処理されていない旧道(以下「未処理旧道」という。)を対象に、その処理状況を確認するとともに、新たな視点から課題等を整理し報告をします。

(1) 旧道処理の現況

平成21年4月現在、新設道路が供用開始している県管理道路で、ダブルウェイ路線は合計99路線、旧道の処理方針別の件数としては108件、旧道処理が必要な総延長は126.2kmでした。

このうち、平成21年度中に処理された旧道は13件9.2kmであり、その処理方針の内訳は「市町村へ移管」が12件8.6km、「廃道」が1件0.6kmとなっていました。

また、平成21年度内において新たに発生した旧道区間は、18件8.5kmでした。(下表参照)

旧道処理の状況

旧道の処理方針	H21.4現在の旧道 (a)		H21年度処理済 (b)		未処理旧道 (A)=(a)-(b)		H21内に新たに発生した旧道(B)		H22.4現在の旧道 (A)+(B)	
	件数	延長(km)	件数	延長(km)	件数	延長(km)	件数	延長(km)	件数	延長(km)
市町村への移管	85	89.3	12	8.6	73	80.7	15	7.4	88	88.1
他の県管理道路として認定	3	2.2	0	0.0	3	2.2	1	0.5	4	2.7
廃道	5	2.8	1	0.6	4	2.2	2	0.6	6	2.8
未定	12	28.3	0	0.0	12	28.3	0	0.0	12	28.3
その他	3	3.6	0	0.0	3	3.6	0	0.0	3	3.6
合 計	108	126.2	13	9.2	95	117.0	18	8.5	113	125.5

(2) 旧道処理の課題

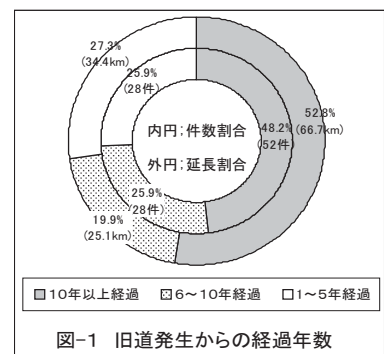
ア 旧道発生からの経過年数について

平成21年4月現在の未処理旧道について、旧道が発生してから経過年数を見ると、件数、延長とも旧道発生以降、10年以上処理ができない案件が全体の半数近くを占めています。(図-1参照)

一方、これを平成21年度内に処理された13件について見ると、発生後の経過年数が5年以内の案件(全体28件)では7件が処理されたのに対し、10年以上経過した案件(全体52件)では4件の処理にとどまっており、年数の経過とともに処理が困難になっています。

イ 旧道処理が遅れる要因について

平成21年度中に処理が行われなかった案件について、その主な要因を調査したところ、移管先である市町村から、旧道内の道路内民地^{※2}の処理を求められ、その処理に時間を要しているものが、件数全体の31.6%を占めていました。



とりわけ、旧道発生から10年以上経過している案件について見ると、その比率は39.6%と更に高まり、旧道の処理を進める上で、道路内民地の処理は大きな課題となっています。(図-2参照)

なお、道路内民地の大半は、現状のまま相当の年数が経過していることから、土地の境界が未定あるいは相続等による土地所有者の特定等が困難となっており、そのことが処理を遅らせる主な要因となっています。

※2 道路内にある民有な土地。

ウ 引き継ぎ確約書について

引き継ぎ確約書(以下「確約書」という。)は、旧道引渡しに関する市町村との事前協議が終了した時点で市町村から徴することになっており、その様式は、「道路の改築等に伴う旧道区間の処理について(通知)」(昭和52年1月28日付け51道維第454号、以下「昭和51年度通知」という。)に規定されています。

今回この確約書について徴収状況を調査したところ、確約書を徴する必要がある案件(旧道の処理方針が「市町村へ移管」の場合)のうち、約3分の2の案件では、確約書が徴収されていました。

しかしその記載内容を見ると、昭和51年度通知による様式ではなく、事務所独自の様式により、「覚書」や「確認書」としているものや、提出先を知事ではなく、建設事務所長あてに提出されているものなどが見られました。

7 総括意見

(1) 道路管理について

道路は、社会・経済活動や県民生活を支える上で基幹となる社会資本であり、また最も身近な社会資本でもあることから、整備とともに、良好な道路環境を保つための維持管理は重要であります。

その一方で、既にバイパス等の整備が終わり、本来ならば市町村へ移管すべき道路が、未だ県管理として、道路パトロールや除雪などの行政コストをかけていることは、公平性や効率的な予算執行の観点から適切なことは言えません。

このような状況の中、一般国道や県道を管理する建設部では、昨年度の監査結果を受け、「道路の改築等に伴う旧道区間に係る処理の促進について(通知)」(平成22年7月16日付け22道管第88号、以下「平成22年度通知」という。)において今後の旧道処理の方針を定めるとともに、「旧道処理3か年計画」の策定に着手するなど、計画的な処理に向けての取組を始めたことは評価できます。

平成21年度に調査を行ったダブルウェイの旧道処理箇所については、今回新たな視点も加え監査した結果、改善を要する事例が一部に見受けられましたので、今後は、以下の点に更に留意し、より効率的な道路管理に努めてください。

ア バイパス道路の建設等に伴ってダブルウェイとなっている路線のうち、市町村移管する案件については、適切な条件処理のうえ、早期に移管手続を進めるほか、処理方針を検討している案件については、早急に方針を固め、廃道や他の県管理道路として認定するなどの処理を進めてください。

また、バイパス計画全体の完成と併せ、一括して旧道処理を予定しているもの、あるいは事業中断により当面整備の見通しが立たないものについては、段階的な処理を検討してください。

イ 旧道を市町村移管する場合においては、市町村の理解と協力を得て進めることが重要であり、そのための協議に継続して取り組んでください。また、県と市町村双方が確認した引渡条件については文書で残し、経過を含めた関係書類は、後任者に確実に引き継ぐようにしてください。

ウ 道路内民地の取扱いについて、平成22年度通知により「民有な土地の存在によりトラブルが生じた場合は、市町村に引渡後20年間は、県が責任を持って解決に当たるものとする。」との方針が出されたことは、市町村の不安を軽減し、処理を促進する上で好材料となることが期待されます。

今後のバイパス等の整備に当たっては、道路内民地の処理による旧道処理の遅延をなくす観点から、事業用地の買収に併せ、道路内民地の処理もできるかぎり行ってください。

エ 確約書は、旧道区間の管理を市町村が行う意思を文書で示したものであり、市町村は、必要な条件整備が完了した時点で、確実に管理を引き継ぐ責任があります。その一方で、確約書の徴収状況や様式等は、建設事務所ごとにまちまちであり、また通知が出されて以降30年以上が経過していることも踏まえ、様式の見直し検討と建設事務所に対する内容の周知徹底をしてください。

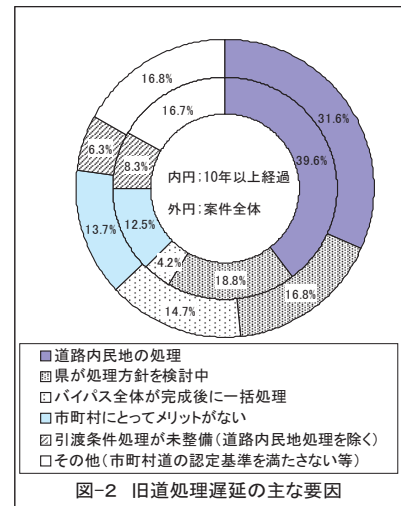
オ 現在作業が進められている「旧道処理3か年計画(平成22~24年度)」については、計画目標を定めるとともに、その達成に向け毎年フォローアップを行ってください。

(2) 推奨事例

ア 河川内における支障木等の処理に関する事項

・ 当該事務所では、住民からの要望を踏まえ、河川内の支障木を伐採できる者を公募制により決定し、伐採木は燃料用等として住民に持ち帰ってもらうことで河川管理のコスト縮減を図っています。

また、佐久地方事務所林務課の協力を得て、住民に対するチェーンソーの講習会を開催するなど、伐採作業の安全確保等にも



※ 構成比の合計は、端数処理の関係上100%と一致しない。

配慮しました。

(佐久建設事務所)

- ・ 当該事務所では、請負業者が1.5m程度に切断した河川内の支障木を、希望する住民に無償提供しており、その周知は建設事務所のホームページや市報で行っています。

(松本建設事務所(奈良井川改良事務所)、北信建設事務所(中野事務所))

- ・ 当該事務所では、ダム湖から除去した流木を乾燥させ、希望者に無料配布しており、その周知は建設事務所のホームページで行っています。

(長野建設事務所(裾花ダム管理事務所))

イ 現場発生材の有効活用に関する事項

当該事務所では、破損等したガードレールの取替え工事において、他の工事で発生した比較的良好な状態の部材をストックし活用することで、コスト縮減を図っています。

(安曇野建設事務所)

ウ 内部牽制の充実に関する事項

3砂防事務所では、委託の完了検査又は工事のしゅん工検査において、会計局の検査とならず工事成績評定点を付ける規模のものについて、より高い検査の公平・公正の確保に加え、類似事業を実施している事務所同士の情報交換の観点から、他の砂防事務所の職員が検査を行っています。

(犀川、姫川、土尻川砂防事務所)

第5 監査委員の意見

地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は次のとおりです。

■ 各部局に共通する意見

監 査 委 員 の 意 見

1 需用費の執行の改善

修繕費の執行、物品の購入など需用費の執行が年度末に集中している事例が見受けられますが、一昨年会計検査院からの指摘があった翌年度納入となる可能性が高くなります。また、一者随契[※]を特定の業者と続けているケースが見受けられますが、同じく指摘があった預け金や一括払など不適正な経理につながるおそれがあります。

計画的な予算再配当と予算執行を行うことで、年度末に執行が集中しないよう十分留意してください。さらに、物品等によっては取扱業者が多数存在する場合がありますので、一者随契が認められている範囲内であっても複数の業者から見積書を徴するように努めてください。

※ 随意契約に付するときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、例外として契約の性質や目的、予定価格等により1人の者から見積書を徴して契約ができることとなっており、この例外により契約したものをいう。

2 備品等の適正管理

備品等の管理について以下の事例が見受けられました。

- ・ 組織の見直し等により今後の使用見込がない高額な備品や薬品等が保管されていた
- ・ 古い備品で備品管理票がとれていたり、記載内容が判読できないものがあった
- ・ 備品の現況確認がされていないものがあった
- ・ 備品等の廃棄に当たり、その経過が残っていないものがあった

毎年少なくとも1回は現品と備品台帳を照合して使用状況を確認するとともに、不用となった備品等は速やかに処分して、空いたスペースの有効活用を図ってください。また、県の機関から排出される産業廃棄物を廃棄するに当たっては法令を遵守し、必要な費用が予算措置されるよう留意してください。

3 未利用県有地の有効活用

組織の見直しが進んだことなどから、管財課が未利用県有地として把握している財産は、平成22年2月28日現在、148件130,972.34㎡あります。これらの有効活用について引き続き検討をして、不用となった土地の売却を促進してください。

4 公務中の交通事故防止

公務中の交通事故による損害賠償額は、平成21年度に開催された長野県議会定例会において議決又は専決処分報告があった議案によると、26件、1,684万余円に上っており、このうち6件については人身事故を伴っています。また、損害賠償とは別に公用自動車の修理等の費用が必要になっています。公用自動車の運転に当たっては職員一人ひとりが安全運転に努め事故防止に留意するとともに、職場研修等により法令遵守の徹底を図ってください。

■ 部局ごとの意見

次の事項については、担当機関としての方針について回答を求めました。

部 局 等	監 査 委 員 の 意 見	所管課所
企画部	<p>1 事業評価シートの人件費</p> <p>事業評価の目的からコストの範囲を実態に即してできるだけ総額に近づけるべきです。</p> <p>平成21年度の定期監査の結果に関する報告において、事業評価シートの概算人件費の算定に関し、職員に直接支給される給与額に加えて退職手当、共済組合負担金、職員宿舍などの福利厚生費も参入すべきとの監査委員意見を付したところですが、区分を概算人件費から概算給与費に改め、引き続き直接支給される給与額での算定となっています。その結果、福利厚生費を含めない概算事業費となっていますので、コストを総額に近づけるよう引き続き検討してください。</p>	政策評価課
	<p>2 信州まつもと空港の財務書類の整備</p> <p>県民に対する情報公開を進めるため、信州まつもと空港のバランスシート及び行政コスト計算書並びに企業会計ベースの収支等の財務書類を整備され、会計の「見える化」を検討してください。</p>	交通政策課
	<p>3 貸付金の管理</p> <p>平成13年度をもって新たな貸付けを終了した同和地区福祉資金貸付金の滞納額は前年度より186千円減少したものの38,758千円となっています。当該貸付金は、県からの貸付金を原資として、社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が運動団体を通じて個人へ貸し付け、現在は滞納債権の督促・返還事務のみを行っているものです。</p> <p>平成21年度の定期監査の結果に関する報告において、県と県社協の間では、毎年度、滞納相当額を4月1日に貸し付け、翌年3月31日に全額返還を受ける短期貸付として処理しているため、年度末の貸付残高がなく、実質的な滞納債権が県の決算上表示されない状況となっていて、財産管理上適切でないことから、短期貸付として処理する従来の方法の見直しを求めましたが、事業見直しの対象として検討されてはいますが結論は出ていませんので、引き続き改善を求めます。</p> <p>また、回収に当たっては回収可能性を分類する必要がありますが、貸付けは県社協が運動団体を通じて行っていることから、これらの団体とよく協議してできるところから着手してください。</p>	人権・男女共同参画課
	<p>4 美術品の管理</p> <p>財団法人文化振興事業団を指定管理者として管理を委託している美術品の保管について以下の状況が見られました。</p> <p>(1) 美術品取得基金から一般会計で引き取った収蔵品の一部について収蔵品リストには登録番号の記載がありますが、収蔵品に登録番号が付されていません。収蔵庫の保管スペースが狭く収蔵品の登録番号を付与する作業が困難となっています。</p> <p>(2) 収蔵品リストの一部に取得年度が未記載のもの、取得方法が不明なもの、取得価格が未記入のものなどがありました。</p> <p>(3) 収蔵品を外へ貸出する際には借受者により保険がかけられますが、収蔵庫内の収蔵品には保険をかけていません。</p> <p>(4) 信濃美術館本館は開館以後44年が経過し老朽化していますが、予算が限られており、適切な修理が行われていません。本館展示室の天井が高く、湿度管理が困難となっています。また、収蔵庫にトラックヤードがなく、美術品の搬出入に課題があります。</p> <p>これらの課題に対し検討してできるところから実施して、貴重な県有財産である美術品が良好に保管管理されることを求めます。</p>	生活文化課

部 局 等	監 査 委 員 の 意 見	所管課所
総務部	<p>1 公有財産の管理</p> <p>旧伊那保健所分室の敷地を所管換するに当たり、面積を481.45㎡から13.61㎡増やして495.06㎡に変更しました。原因は平成15年度に行われた国土調査の成果を反映していなかったことによります。</p> <p>このように長期間放置することがないよう、公有財産の管理については十分留意して、登記簿との照合などを徹底してください。</p>	管財課

部局等	監査委員の意見	所管課所																				
健康福祉部	<p>1 補助金等の交付決定</p> <p>保健福祉事務所で執行している補助金等は、その申請から額の確定にいたるまで年度末に集中して、確認作業も十分できないことが懸念されます。国庫補助金の交付決定を受けてからの事務手続であることから、交付決定が早期にされるよう国に要請するなどして、円滑な事務手続となるよう努めてください。</p>	健康福祉政策課																				
	<p>2 収入未済額の解消</p> <p>看護職員修学資金貸付金において、収入未済の縮減努力が認められますが、引き続き縮減に努力してください。</p> <table border="1" data-bbox="344 524 1265 719"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年度末</th> <th>平成20年度末</th> <th>増減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護職員修学資金貸付金</td> <td>4,856,800円</td> <td>9,693,200円</td> <td>△4,836,400円</td> <td>50.1%</td> </tr> <tr> <td>(内訳) 現年度分</td> <td>1,652,200円</td> <td>4,147,200円</td> <td>△2,495,000円</td> <td>39.8%</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分</td> <td>3,204,600円</td> <td>5,546,000円</td> <td>△2,341,400円</td> <td>57.8%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成21年度末	平成20年度末	増減	前年度比	看護職員修学資金貸付金	4,856,800円	9,693,200円	△4,836,400円	50.1%	(内訳) 現年度分	1,652,200円	4,147,200円	△2,495,000円	39.8%	滞納繰越分	3,204,600円	5,546,000円	△2,341,400円	57.8%	医療推進課
	区分	平成21年度末	平成20年度末	増減	前年度比																	
	看護職員修学資金貸付金	4,856,800円	9,693,200円	△4,836,400円	50.1%																	
(内訳) 現年度分	1,652,200円	4,147,200円	△2,495,000円	39.8%																		
滞納繰越分	3,204,600円	5,546,000円	△2,341,400円	57.8%																		
<p>3 収入未済額の解消</p> <p>社会福祉施設入所者負担金及び心身障害者扶養共済加入者掛金において、収入未済の縮減努力が認められますが、引き続き縮減に努力してください。</p> <table border="1" data-bbox="344 860 1265 1055"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年度末</th> <th>平成20年度末</th> <th>増減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉施設入所者負担金</td> <td>10,711,905円</td> <td>15,516,392円</td> <td>△4,804,487円</td> <td>69.0%</td> </tr> <tr> <td>心身障害者扶養共済加入者掛金</td> <td>6,838,130円</td> <td>8,617,190円</td> <td>△1,779,060円</td> <td>79.4%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成21年度末	平成20年度末	増減	前年度比	社会福祉施設入所者負担金	10,711,905円	15,516,392円	△4,804,487円	69.0%	心身障害者扶養共済加入者掛金	6,838,130円	8,617,190円	△1,779,060円	79.4%	障害者支援課						
区分	平成21年度末	平成20年度末	増減	前年度比																		
社会福祉施設入所者負担金	10,711,905円	15,516,392円	△4,804,487円	69.0%																		
心身障害者扶養共済加入者掛金	6,838,130円	8,617,190円	△1,779,060円	79.4%																		
<p>4 施設棟及び宿舍跡地の利用</p> <p>総合リハビリテーションセンターの障害者支援施設における入所支援者の定員は平成21年度から80人となっていますが、同年度の毎月初日における平均入所者数は52人で平成20年度の64人より減少しています。機関誌やホームページへの掲載、市町村対象の会議での説明などにより広報に努めているとのことですが、利用者の増加や施設の有効利用のための方策を検討してください。また、古い宿舍が解体されて更地となったことは評価できますが、跡地利用について十分な検討をしてください。</p>	障害者支援課 総合リハビリテーションセンター																					
環境部	<p>1 施設建設計画の適正化</p> <p>千曲川流域下水道の終末処理場では、現在の上流処理区62,500m³/日、下流処理区64,000m³/日の汚水処理能力を、平成30年度までに上流処理区87,000m³/日、下流処理区100,000m³/日とするべく、増設工事が行われています。しかし、平成21年度の処理水量の実績は、上流で最大44,000m³/日、下流で同60,000m³/日です。千曲川流域下水道については平成21年度、施設建設計画の縮小見直しがされたところですが、引き続き他の流域下水道も含めて処理水量の動向を踏まえ適正な計画となるよう努めてください。</p>	生活排水課																				
環境部 建設部	<p>1 特定法人との随意契約</p> <p>各鉄道会社及び地方共同法人日本下水道事業団との建設委託の契約書には、従来、費用明細の添付がされていなかったところですが、本年の監査において確認したところ、費用内訳書など書類が添付されるようになりました。</p> <p>ただ、法人によってその内訳の内容が異なり、概算だけのものもありますので、工事の透明性が確保できる詳しい明細が添付されるよう、引き続き要望してください。</p>	生活排水課 建設政策課																				